

Title	治安判事の担当区、担当区小法廷について(I) : テューダー朝、特にエリザベス治世期を中心に
Sub Title	Elizabethan justices of the peace : their divisions and divisional sessions (I)
Author	清水, 祐司(Shimizu, Yuji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1983
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.53, No.2/3 (1983. 7) ,p.33(139)- 52(158)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19830700-0033

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

治安判事の担当区、担当区小法廷について（I）

——テューダー朝、特にエリザベス治世期を中心に——

清 水 祐 司

はじめに

治安判事(Justice of the Peace)の活動といえば、我々は四季法廷(Quarter Sessions)における彼らの活動を先ず想起する。しかし、テューダー朝、就中エリザベス時代の治安判事の職務全体を氷山に喩えるならば、四季法廷内任務は氷山の海面上の部分であった。では、氷山の海面下の部分に相当するもの、即ち当時の治安判事の日常活動が何であったのかと言えば、それは当時著しく増加していた法廷外任務、つまり、四季法廷以外の場所において単数又は複数の治安判事の権限によって処理出来る任務の遂行であった。そして、治安判事の法廷外活動の基盤となつていたのが、既存の行政単位で構成される「担当区」('division', 'limits', 'quarters')と呼ばれる管轄区である、更には、原則としての担当区内の治安判事によって開かれる、上は後世の小法廷(Petty Sessions)の祖型とも称すべきものかい、下は複

数の治安判事の私的会合にまで至る、あおぞらまな形態の、半ばインフォーマルな「法廷」であった(差し当り、これらを一括して「担当区小法廷」と名づけておく)。

右の事情を踏まべ、小論は從来我国の治安判事研究が本格的に取り上げることのなかったテューダー朝期の担当区、担当区小法廷について、エリザベス治世期に力点を置きつつ素描を試み、最後にこれらの意義について若干の考察を行なおうとするものである。

I

十六・十七世紀の治安判事に広く利用されたウイリアム・ランバードの治安判事必携書 *Eirenearcha: Or of the Office of the Justices of Peace*, London, 1581 の末尾には、1511五年から1581年迄に発布された制定法のうち、治安判事の職務と関係のあるものの大部が収録されている。この中には、特定地域の

治安判事にのみ係わるもののが含まれている。あるいは、同一内容の制定法が繰り返し発布されているという事実も目につく。それにも拘らず、このリストの五割以上の制定法がテューダー朝期のものであること自体、やはり注目に値する。しかも、一五八二年以降の制定法、及び一五八一年以前の制定法でも救貧関係の大部 分がこのリストには収録されていない点を考慮すると、治安判事の職務と係わるテューダー朝期の制定法の実際の割合は、ランバードのリストに示されているよりも遥かに高くなる。

ランバードのこのリストに基づいてテューダー朝期に発布された治安判事の任務を規定している諸制定法を検討すると、大体次 のような特色が指摘出来る。先ず、多数の軽罪の処理が治安判事に委ねられている。次に、当時の社会的・経済的諸変化を反映して、社会・経済立法のような、行政的性格の任務が著しく増加している。最後に、これらの増加した任務は、四季法廷以外の場所で処理出来る部分が大きい。

なお、治安判事の任務のすべてが、制定法によって定められていたのではない。彼らは、隨時中央からの命令をも遂行することになっていた。この点で、我々の主な対象であるエリザベス治世の中枢機関としての地位を確立していったため、ここからの、従来以上に強制力を伴う命令が増加していたと推定される。⁽²⁾

先のランバードのリストからも一端が窺われるよう、中世に治安維持を目的とするさまざまな模索の一表出として出発した治安判事は、テューダー朝期に著しく業務範囲を拡大し、政策実施の

中心的な扱い手としての地位を確立した。ところが、治安判事のこのような職務増加と機能変化に対応するには、中世的法廷形式を堅持し、しかも原則として開廷期の限られている四季法廷は、必ずしも十分な機構ではなかった⁽³⁾。加えて、社会的・経済的諸変化に伴い、四季法廷内活動のみによっては処理仕切れない性格の業務が増加しつつあった。政府、治安判事の双方にとり、四季法廷に従属しつつも、四季法廷の機能を高めうるような何らかの組織が必要であった。

こうした事態を根本的な背景として、治安判事の担当区、担当区小法廷が出現するのである⁽⁴⁾が、我々の興味を引く点は、これらが制定法、国王布告、枢密院命令等によって一方的に形成されたのではなくて、そうではなく、制定法、国王布告、枢密院命令等を契機としつつも、これらの具体的姿は治安判事自身の活動によつて形づくられた、従つてさまざま面に多様性が認められるこ とである。

II

最初に、治安判事担当区及び担当区小法廷の出現・発展を促した、いわば「上」からのインパクトについて概観しよう。

貧民救済を教会から国家の手へ移したと評される一五三一年の「乞食・浮浪人の処罰に関する法」(22 Henry VIII, c. 12)には、乞食・浮浪人の社会秩序に及ぼす影響が深刻に受け止められたせいである⁽⁵⁾が、かなり具体的な措置が明示されている。当面の課題との関連で同法の注目すべき点は、治安判事に対する「裁量に

基づいて幾つかのグループに分かれて」('by their dispositions divide themselves')人々の施しに頼つて暮らねがむべなし年老いた貧しい人々、身体虚弱で働くことの出来ない人々の調査を命じている部分である。私が知りえた限りでは、これが、間接的ながらも担当区く語及したテューダー朝期の最初の制定法である。類似の文言は一五三六年の「身体強健にも拘らず働く意志のない浮浪人・乞食の処罰に関する法」(27 Henry VIII, c. 25)にも見出される。⁽⁷⁾

一五四一年に、当面の課題に関する限りテューダー朝で最も包括的な法律が制定される。「あらゆる種の制定法の施行に関する法」(33 Henry VIII, c. 10)がそれである。同法は浮浪人、リティナー、訴訟帮助、陪審抱込み、密猟、先買い、買占め、居酒屋営業等に関する既存の諸制定法の施行を治安判事に求めたものであり、その施行に関して次のような規定を含んでいる。〔治安判事は裁量に基づいて「ヘンリイック・ワッピンテイク、レイズ等の既存の行政単位に「分かれ」」('divide and sever themselves')グループを編成する」と。〕かかるグループは少なくとも1名以上上の治安判事で構成される。〔かかるグループは彼らの裁量で決めたヘンリイック・ワッピンテイク、レイズ等の「担当区」('division') やド「[法により開廷時期を定められている]四季法廷とは別の法廷」('one sessions beside the general sessions for the peace') や、四季法廷の開かれかねばも六週間前に開く。〕かかる法廷は最低11名の治安判事の列席を必要とする。かかる法廷は担当区内の11名の陪審によるか、

あることは担当区内の住民の略式起訴に基いて既述諸制定法の違反者を裁判する。

ところが、この制定法は一五四五年に撤廃される。一五四一年及び一五四五年の制定法の成立過程がはつきりしないため、一五四一年の試みが挫折した原因は推測の域を出ないが、私は大凡次のように想像している。一五四一年の制定法は「四季法廷とは別の法廷」に臨時四季法廷のような権限を与えたため、陪審列席を条件とせざるをえず、しかも開廷時期まで指定している。他方、チャールズ一世の政府が広い意味の救貧関係諸立法 (Book of Orders) の施行に臨んで示した断固たる決意、持続的熱意が、ハリーハ世の政府には欠けていたか、あるいは、そのような決意と熱意を示してまで一五四一年の制定法を施行しなければならぬ客觀情勢がそもそも存在しなかつたのではないか。これでは、新しい試みは治安判事はもとより、担当区の住民にとっても単なる負担の増加としか映らなく、「国王陛下の忠愛なる臣民が「四季法廷の」六週間前に開かれる、かかる法廷に出廷し、これを維持するのに困難を覚え」、結局徹廃されたのである。

一五四二年の制定法が廃止された後、制定法によって真正面から担当区、担当区小法廷を設置しようとする試みは、私の知る限りでは、テューダー朝期に再び行なわれなかつた。代わつて、より柔軟な方法、一五三一年の救貧法に示されたと類似の措置が間歇的にとられた。即ち、ある制定法が発布されると、同法の施行規定の中で担当区、担当区小法廷の利用を直接・間接に示すか、あるいは、特定の制定法の施行等を命ずる国王布告、枢密院

命令において担当区、担当区小法廷の利用を直接・間接に命じたのである。次に、この点について、具体例を挙げておこう。

先ず制定法に關する例であるが、例えば、「徒弟法」と略称されている一五六三年の制定法(5 Elizabeth, c.5)は、この施行に際して治安判事に「幾つかの担当区に分かれる」('divide them-selves into several limits') より命じてある。⁽¹²⁾類似の文面は、一五七一年の「浮浪者の処罰並びに貧民・身体虚弱で働くひとの出来ない者の救済に関する法」(14 Elizabeth, c.5)をはじめ、多数の制定法に見受けられる。

次は国王布告に関する例であるが、私が調べた限りでは、担当区、担当区小法廷に言及しているものは極めて僅かである。これは、多分、国王布告実施についての具体的指示が、国王布告とは別に州へ送達されていたためであらう。もし担当区、担当区小法廷への言及があるとすると、国王布告とは別に送られたこの指示に見い出されるであらう。このようなわけで、数少ない事例の中から若干を挙げると、一五五〇年九月二十五日付の、食糧の輸出を禁止した国王布告、同年十月二〇日付の、同じく食糧の輸出を禁止した国王布告はハンドレッド、レイプ、ワッペンテイク等に「分かれて」('divide themselves into hundreds...') 食糧の貯蔵量を調査するよう治安判事に命じてある。⁽¹³⁾

最後に枢密院の命令であるが、これについては、より多くの具体例を紹介しておこう。枢密院の命令は制定法、国王布告と並んで担当区、担当区小法廷の発生、発展を促したインパクトにひとめりある、同時に制定法及び国王布告に示された担当区、担当区小

法廷に関する措置の効力を支えるひとつ的方法でもあった。従つて、担当区、担当区小法廷に直接・間接に言及している枢密院の命令をフォローすることは、この問題に関する「上」からの措置を最も実施レヴュールに近いところで眺めることになる。但し、事例が余りにも多いので、差し当り列挙するのは、我々の主な関心の対象であるエリザベス治世期のものの一部である(次頁参照)。⁽¹⁴⁾これらの事例からも明らかのように、担当区、担当区小法廷に直接・間接に言及している枢密院命令の注目すべき点は、〔担当区に關しては(もし担当区の規模について画一性を求めるのであれば)、意図するところが大体明らかであるが、〔担当区小法廷に關しては、四季法廷とは別の何らかの会合を求めてくる点を除けば、全く曖昧模糊としていることであらう。更に、(これらの事例からは窺えないが、註(17)の出典箇所全体に当ると明瞭になるとと思われる) 担当区、担当区小法廷に直接・間接に触れている枢密院命令が一体どのような問題の処理をめぐってそれらの利用を治安判事に求めているのかに留意すると、広い意味での貧民關係諸立法の施行に関する場合が田立つとも、付け加えておいてよいであろう。

以上、当面の課題に關する制定法、国王布告、枢密院命令を概観してきたが、一時期を除き莫然としている、とりわけ担当区小法廷についてをどうであることが明らかになつたと思われる。つまり、テューダー朝の強制力を極度に過大評価したとしても(これはテューダー朝における広義のジェントリィの経済的・政治的・軍事的・社会的役割を極度に過小評価すること)を意味する

枢密院会議の開かれた日付 命令の日付はこ (れよりおくれて) いることもある	命令の宛先	命令の内容	当該事項に関する文言
1559. 5. 4	バッキンガムシャーのシェリフ及び治安判事	強盗取締り	'...divide themselves into sundry quarters...'
1575. 6. 13	各州の四季法廷記録保管官	各州のハンドレッド、担当区及び治安判事名等の報告	'...divisions and names of Justices of Peace...'
1581. 12. 24	ミドルセックスのシェリフ及び治安判事	国教忌避者の調査	'...make enquire within several divisions...'
1587. 7. 16	サフォークのシェリフ及び治安判事	海軍への食糧調達	'...assemble yourselves...sever you into your divisions...'
1592. 5. 12	ドーセットシャーの治安判事	公平な課税	'...at some speedy convenient time and place to assemble yourselves...'
1593. 5. 25	サマセットの治安判事及び統監代理	疫病対策	'...within the several divisions...at your assemblies...'
1595. 1. 18	サマセットの治安判事及び統監代理	食糧移送	'...assemble yourselves together in some convenient place to give direction in your several divisions...'
1598. 4. 5	幾州かのシェリフ及び治安判事	貧民、傷痍軍人、浮浪人等に関する諸立法の施行	'...requisite and convenient assemble within your several limits...'
1598. 4. 14	ヨークシャー(ウェストライディング)の治安判事	船舶税の支払い	'...in their several divisions to assemble yourselves...'
1599. 1. 28	ペンブルック伯	治安判事の職務怠慢取締り	'...the Justices in Sir Walter Long's division...'

のであるが、担当区、担当区小法廷の具体的形態に關して治安判事の裁量の働く余地が存在したのである。實際、担当区、担当小法廷の出現・發展には、各州の実情に即した治安判事自身による、いわば「下」からの対応が少なからぬ役割を果していた。この点を理解するために、次に、我々は治安判事の法廷外任務の内容に目を轉ずる必要がある。

III

ランバードの治安判事必携書に基づいてエリザベス治世期における治安判事の法廷外任務の概略を示すと、次のようになる。

(1) 一名の治安判事によって遂行される主な任務。

- (a) 平和の保証に関して (将来犯罪を犯す恐れのある者から平和保証・謹慎保証の取付け、及び治安判事の判断に基づくこれらの解除等)。
- (b) 平和の侵害に関する (一名以上による鬭争・暴行の防止、及びこれらが生じた場合における関係者の逮捕。一名以上による騒擾・不穏集会・不法集会の防止)。
- (c) 故殺容疑者・重罪容疑者の尋問、及び彼らに対する未決監釈放への出頭の義務づけ等。
- (d) 叫喚追跡・(盜品等の) 即時追求 (fresh suit) の命令及び指揮。
- (e) 親方と職人・家内奉公人に関する (職人・家内奉公人を不当身及び彼の保証人の誓約 (recognizance) のもとに、将来一

に扱つた親方に對する四季法廷への出頭の義務づけ等)。

(f) 無頼漢・浮浪人に関する (彼らの拘禁等)。

(g) 救貧に関する (貧民登録名簿の作成、及び貧民救済金徵収官の任命等)。

その他、不法遊戯・密猟・女王についての流言蜚語の取締り・河川の保全等がある。⁽¹⁸⁾

(1) 一名の治安判事によって遂行される主な任務 (右の、一名によって遂行される任務のうち若干を除けば、二名以上の治安判事が遂行しても差支えない)。

- (a) 平和侵害に関する (騒擾・不穏集会・不法集会の防止、及びそれらが生じた場合における関係者の逮捕・尋問・裁判等)。
 - (b) 訴訟援助・陪審抱込みに関する (右の(a)の裁判において訴訟援助・陪審抱込みが行なわれた場合における関係者の処罰)。
 - (c) 大法官府の逮捕令状 (capias) に関する (謀殺・故殺・暴行・強盗等の容疑者が逃亡した場合、大法官府は彼らの逮捕令状を出せるが、その際に容疑事実について証言)。
 - (d) 親方・職人に関する (法定額以上の賃銀を支払った親方、及びそれを受取った職人の処罰等)。
 - (e) 乞食・無頼漢に関する (未決監釈放で釈放された乞食・無頼漢への通行保証書の発行等)。
 - (f) 毛織物品質検査官の任命⁽²⁰⁾。
- (2) 三名以上の治安判事によって遂行される主な任務。

- (a) 保釈に関する (逮捕・拘禁されている被疑者について、彼自身及び彼の保証人の誓約 (recognizance) のもとに、将来一

定の日・場所への出頭を条件に保釈)。

(b) 居酒屋に関して (ヘ治安判事の一名が必要員 (quorum) との条件付で√居酒屋営業の認可等)。

(c) 度量衡に関して (都市の度量衡検査官の監督等)。

(d) 救貧に関して (ハイ・コンスタブル及び貧民救済金徵收官の監督等。ヘ一名の治安判事が必要員との条件付で√貧民救済金の支払いを拒否した住民の拘禁等)。

(e) 私生児に関して (ヘ一名の治安判事が必要員との条件付で√私生児の両親の処罰等)。

(f) 毛織物に関して (不良品に関する告発の処理等)⁽²¹⁾。

(四) 三名もしくはそれ以上の治安判事によって遂行される主な任務。

(a) 不法集会に関して (ヘ一名の治安判事が必要員との条件付で√不法集会罪で拘禁されている者の保釈等)。

(b) 徒弟に関して (農村の土地保有者の子弟が徒弟奉公を希望した場合、彼が制定法で規定されている条件を満しているかどうかを検討)。

(c) 無頼漢に関して (ヘ少くとも三名の治安判事が列席し、しかもも一名が必要員との条件付で√無頼漢に対する強制的就業指導等)。

(d) 橋梁に関して (少なくとも四名の治安判事が列席し、しかも一名が必要員との条件付で√住民に対する橋梁修理費の賦課、及び修理費徵收官の任命等)。

(e) 治水に関して (少なくとも六名の治安判事が列席し、しかも

二名が必要員との条件付で√治水委員会の任期満了後ただちに新治水委員会が設置されない場合、治水委員会の業務を代行⁽²²⁾)。

ランバードの治安判事必携書に依拠しつつ、エリザベス治世期における治安判事の法廷外任務の大凡の内容を眺めてきた。しかし、ランバードの治安判事必携書で扱われているのは、制定法で定められた恒常的法廷外任務である。この他に、治安判事は四季法廷における行政的決定の局地的な実施、あるいは枢密院命令の遂行等に従事した。更に、治安判事の法廷外任務ではないが、治安判事の選ばれるジェントリイ層に託されるために、結果として多くの治安判事が担当せざるをえない種々の業務の存在したことも付け加えておかなければならぬ。⁽²³⁾

当面の課題との関連で法廷外任務の注目すべき点は、第一に、複数の治安判事で遂行しなければならぬ任務が存在したことであり、第二に、必要員の列席を必須条件とする任務が存在したことである。つまり、能率的なグループ活動の土台となる担当区の出現する可能性、あるいは、局地的な行政的業務処理を目的とする私的会合から、裁判を行ないえる厳密な意味での法廷に至るまでの、おおぞらまな「法廷」の生ずる可能性が治安判事の法廷外任務自体の中に潜んでいたのである。従って、次に問題となるのは、この可能性が既述の制定法、国王布告、枢密院命令というインパクトのもとでいかにして顕在化したのかという経緯であろう。ところが、担当区、担当区小法廷の出現時期や形態が州によって異

なつてゐる事實から明らかなように（後述参照）、その経緯はさまであり、単純な一般化は困難である。それ故、ここでは差し当り、先ず、多くの治安判事がある程度の法廷外任務遂行を心掛けなければならなかつた一般的な事情を指摘し、次に、具体例としてノーフォークにおける担当区、担当小法廷出現の過程を紹介するにとどめたい。

「〔ベンリー七世以来〕彼らの上に積みあげられてきた、かくも多くの制定法の（束ではなく）山を背骨を折らずに背負うとするならば、一体幾人の治安判事が必要なことか」とランバードが嘆かざるをえない程、エリザベス時代の治安判事の職務は増加していった。勿論、すべての任務を治安判事が忠実に遂行していくことは、到底考えられない。殆ど無給に近いこの官職を多数のジョントリイが切望した背後に概ね現実的、利己的計算が働いていたであろうことは我々の常識に照らしても容易に想像される。しかし、事実、最近の地方史研究によつても明らかにされている。⁽²⁵⁾ところが——動機が現実的、利己的であつたからこそ、恐らく、多くの治安判事（特に任命書の下位に名前が記載される治安判事）はある程度の職務遂行を余儀なくされたのではなかろうか。コミュニティにおける自己のステータスや発言力を高めるため、あるいは、自己の属する社会層の利益を擁護するため等の抜き差しならない事情によつて。また、当時の家父長的社会規範の持つ強制力、あるいは、コミュニティを自己の信ずる信仰に裏打ちされた社会へ変革するために積極的に州行政へコミットしようとする治安判事のいたことも軽視出来ないであろう。更に重要なことに、一層直

接的な強制力が存在した。即ち、政府はしばしば「雑草刈り」を行なつたのである。⁽²⁶⁾

具体的契機は不明であるが、ノーフォークでは一五六六年に州を幾つかに分ける試みが行なわれている。同年の補助税徴収委員会は委員を八つのグループに分け、各グループが従来のハンドレッドに代わって「担当区」（但しその具体的規模は判然としない）ごとに責任を負う試みを行なつた。この時以来、十六世紀中期を通じて、「上」からの措置に触発されつつ、担当区の規模が次第に明確になつていった。即ち、担当区を複数のハンドレッドで構成する実験が幾度か行なわれ、結局、一五七〇年代に、特定の複数のハンドレッドから構成される八つの担当区が治安判事の州内管轄区として確立した。そして、特定の複数のハンドレッドによる八つの担当区は単に司法、行政上の基本単位として用いられたばかりではなく、査閲や民兵訓練のような軍事上の基本単位としても活用された。

さて、担当区が治安判事の法廷外活動の基盤としてノーフォークで定着するにつれて、各担当区内の治安判事が集まつて任務を果す傾向が顕著となり、ここに治安判事の私的な会合が発生した（もしこの会合で処理される業務が複数の治安判事による司法的法廷外任務であるならば、これを事実上の「法廷」と名づけることが出来る）。

ところで、ノーフォークのある地域では、少くとも一五七〇年代に、治安判事が一週間ごとに集合して業務を処理する、より制度的な会合が発生している。後世の小法廷に類似するこの会合は、

ハッセル・スミスによると、ノリッジヒヤーマスのほぼ中間に位置するアーケルの矯正院の運営について相談するために入々がこの地に集まつた慣行に由来している。三週間又は一ヶ月に一度、アーケルではノリッジ主教及びアーケル近隣のジョントルマン、ヨーマンが教会に集まり、祈りと説教を行ない、その後、矯正院でこの運営について相談するならわしであった。そして、この仕事が済むと、彼らはインで一緒に夕食をとるわけであるが、夕食後、彼らの中の治安判事が法廷外任務を遂行したのである。ハッセル・スミスの表現を借りると、この「矯正院法廷」('bridewell sessions') の出現はこの地にピューリタニズムが浸透していた事実と関係があるらしいが、それはともかく、この「矯正院法廷」がモデルとなり、エリザベス治世期後期のノーフォクでは各担当区の治安判事が定期的に集まり、業務を遂行していたのである。

IV

(担当区分名) (ハンディレッド数)
Upper Division 5

治安判事の担当区、担当区小法廷について (H)

Nether Division	3
I ハイルズフォーム (担当区分名)	(ハンディレッド数)

North Division	4
South Division	8

East Division	2
Westbury (ハイルズ管轄区)	(ハンディレッド数)
Milton	1
Scray	3
Chart & Longbridge	6
Hundreds	8

Westbury (ハイルズ管轄区)	(ハンディレッド数)
ヤント・オーガステン (ハイルズ管轄区)	(ハンディレッド数)
ミルズ (ハイルズ管轄区)	(ハンディレッド数)
Bredge	7(?)
Eastray	5(?)

Westbury (ハイルズ管轄区)	(ハンディレッド数)
シップウェイ (ハイルズ管轄区)	(ハンディレッド数)
Stowting	4
Shipway	9
ノーフォクの場合は、次の通りであった (先述のように、ノー	

一五七六年) の中で、エリザベス治下ケンブリッジシャーの担当区の有様を具体的に語っている。ケントはサットン・アト・ホウン、ハイルズフォード、スクレイ、セント・オーガスティン、シップウェイの五レイズ (lath) に分かれており、各レイズの担当区は次の通りであった。⁽³⁰⁾

Stowting	4
Shipway	9
ノーフォクの場合は、次の通りであった (先述のように、ノー	
担当区分名	(ハンディレッド数)

四一 (一四七)

フォクには八つの担当区があつたが、それぞれに呼称は付いていなかつた模様である。ここでは、便宜的にそれらをアルファベット順に A・B・C……と名づける⁽³¹⁾。

〔担当区〕 〔ハンドレッド数〕

A	3
B	4
C	5
D	5
E	4
F	3
G	5
H	4

これらの事例から、一担当区のハンドレッド数が画一的に定まつておらず、しかもケントの場合はペイリフ管轄区が担当区範囲として利用されている等、治安判事の裁量の働いている様の一端が窺われるであらう。

右の事例に見られるように、担当区は、概ね、複数のハンドレッドで構成されていた。そうしなければならない理由も、確かに理論上は存在したのである。治安判事の法廷外任務の中には、ある一定数以上の治安判事が集まらなければ遂行出来ない任務が含まれていた。他方、治安判事の任命に際してエリザベスの政府が治安判事の地理的分布をある程度考慮したにも拘らず、多数の治安判事任命経路が事実において存在したため、治安判事不在のハ

ンドレッドが生じた。つまり、複数のハンドレッドを担当区としなければ治安判事が任務を遂行出来ない場合が生ずるとともに、そうしなければ放置されてしまうハンドレッドの生まれる可能性があつたのである。

ところが、ひとつのハンドレッドを担当区として用いる場合が、エリザベス治世期にも見受けられた。例えば、ケント州統監コバン卿よりケント州統監代理サー・ジョン・レヴィソン、同トマス・ウォルシンガム宛の書簡（一五九六年十一月一日）は、海上監視とかがり火管理に関する指示であるが、この中に「……分別ある男達の手でかがり火が申し分のない状態におかれ、厳しく監視されるよう気を配るべし、との指示を書状で各担当区の治安判事（‘the Justices of every division’）へ送るよう要請する……」とある。⁽³⁴⁾ ポイントンによれば、かがり火管理はハンドレッド単位で行なわれており、従つて、この書簡の「各担当区」は、それぞれ、ひとつのハンドレッドを指すものと思われる。この推測を肯定するような事例が、註(22)で紹介したランバーデの私的『業務日誌』の一五八〇年四月～五月の査閲に関する記述にある。即ち、この記述の「コバン卿担当区」（‘Lord Cobham's division’）及び「ヒールズフォード・レイズの他の三担当区」（‘other three divisions of the lathe of Aylesford’）も、ひとつのハンドレッドより成る担当区を意味するものと解釈される。先述の A *Perambulation of Kent* による、コバン卿はエイルズフォード・レイズ内の、複数のハンドレッドで構成される「北部担当区」（‘North Division’）に所属していた。彼がケントの有

力者であるため、「北部担当区」が「コベン卿担当区」と名づけられていた可能性が全くないわけではない。事実、担当区がその担当区内の治安判事名で呼ばれる事例が少なからず見受けられる。

しかしながら、既に見たように、エイルズフォード・レイズには複数のハンディッシュで構成される担当区は、「北部担当区」、「南部担当区」、「東部担当区」の三担当区しかなかったのです。もし「ロバーチューダー担当区」が「北部担当区」の別称であると仮定すれば、残る担当区は一つとなり、これでは私的『業務日誌』の「他の三担当区」から記述と社説が合わなくななる。それが故、田を転じて、査閲の行なわれたショーン、フリンズギリー、マーリング、タンブリッジ、バラーラー・グリーンを地図上に搜すと、ショーンとフリンズギリーはコバン卿の住むハンディッシュ内にあり、マーリング、タンブリッジ、バラーラー・グリーンは、「南船担当区」内の三ハンディッシュに分散してゐる事が判明する。従って、「コベン卿担当区」

「他の三担当区」は、それぞれ、かいつのハンディッシュであった

と考えられる。

かいつの通りであるならば、かいつのハンディッシュが担当区を構成し、しかもその担当区に治安判事が不在の場合、恐らく隣接担当区の治安判事が、必要に応じて、そのような担当区をカヴァーしたのであらう。実際、例えば、ダイリフ管轄区を担当区として用いていたケントのレイズにおいては、必要に応じて、ダイリフ管轄区が一時的に合併していった形跡が認められる。

担当区についての叙述を終えるにあたりて、その出現時期についておひか。既に紹介したノーフォクの事例が暗示している如く

うに、その時期は州によってまちまちである。例えば、ノーサンプトンシャーでは、遅くとも一五七五年には担当区が治安判事の日常活動の中に定着していたと推定される。⁽⁴²⁾ ウィルトシャーでは遅くとも一五九二年に、⁽⁴³⁾ シュロップシャーでは遅くても一五九〇年迄に、それぞれ定着していた模様である。ただ、例えば、ショロップシャーの場合、どの担当区がどのハンディッシュより構成されるのかがはっきりと定まつたのは右の時点であつたが、流動的な形態としては、既に遅くとも一五七五年には出現していたといわれる。⁽⁴⁵⁾ 多分、右のいずれの州においても、担当区を用いる読み自体は、めいと早くから行なわれていたのであらう。そして、恐らく、人口密度が比較的高く、また治安判事団の規模も比較的大きな州の集中していたイングランド南部、中部、東部においてその普及度が高かつたものと思われる。⁽⁴⁶⁾

(続々)

註

(1) ‘A table containing (very near) all the printed statutes, both general and particular, wherewith justices of the peace have in any sort to deal’, W. Lambarde, *Eirenarcha: Or of the Office of the Justices of Peace*, reprint of the 1581 edn., New York, 1970.

(2) ハニーバー担当区の略歴図については、M. B. Pulman, *The Elizabethan Privy Council in the Fifteen-Seventies*, Berkley, 1971 (特にPart II) 参照。
(3) 勿論、巡回法庭に全く変化がなかつたのではなく。この点については、巡回法庭書記 (Clerk of the Peace) の役職を

母心に、也田故めて取る上なる。

pp. 994-995.

- (4) ハーダー朝期の治安判事担辦区及び担辦区小法廷は雖も本格的な研究は未だ見当つたまこと。今口じゆ依然として Sidney & Beatrice Webb, *English Local Government from the Revolution to the Municipal Corporation Act: The Parish and the County*, London, 1906, Chapter I & Chapter III; W. S. Holdsworth, *A History of English Law*, Vol. IV, London, 1924, Part I; M. G. Davies, *The Enforcement of English Apprenticeship: A Study in Applied Merchantilism, 1563-1642*, Cambridge, Mass., 1956, Chapter IX 等が最も頗る記述がある。其釋文は主として(1)トハーダー朝期の為政者が発した題、新舊の法律・選舉人が社会秩序を守るために懲罰を科す威やおこながくいふるべくハサ、別の問題である。この点は闇合せ、英國の A. L. Beir, "Vagrants and the Social Order in Elizabethan England and Past and Present", No. 64, 1974 が参考となる。
- (5) *Statutes of the Realm*, Vol. III, p. 328.
- (6) *Statutes of the Realm*, vol. III, p. 558.
- (7) *Statutes of the Realm*, Vol. IV, Part I, p. 421.
- (8) *Statutes of the Realm*, Vol. IV, Part I, p. 593.
- (9) F. A. Youngs, *The Proclamations of the Tudor Queens*, Cambridge, 1976, pp. 45-48.
- (10) P. L. Hughes & J. F. Larkin(ed.), *Tudor Royal Proclamations*, Vol. I, New Haven, 1964, p. 499, 504; R. Steele(ed.), *A Bibliography of Royal Proclamations of the Tudor and Stuart Sovereigns and of Others published under Authority, 1485-1714*, Vol. I, reprint of the 1910 edn., New York, 1970, p. 40.
- (11) APC, Vol. 7, p. 101; Vol. 8, p. 388; Vol. 13, pp. 298-299; Vol. 15, pp. 203-204; Vol. 22, pp. 437-438; Vol. 24, pp. 255-256; Vol. 25, pp. 162-163; Vol. 28, pp. 388-389, 400-402; Vol. 29, pp. 501-502.
- (12) T. G. Barnes, *Somerset, 1625-1640: A County's Government during the 'Personal Rule'*, London, 1961, Chapter VII が照る。
- (13) 37 Henry VIII, c. 7. *Statutes of the Realm*, Vol. III,

18)

基づいて、チップステッドの住人オリヴァー・ブーディーの尋問が行なわれ、私はウイルビー氏とポッター氏を手助けした。なお「六月末日～七月一日、及び七月九日に行なわれた」すべての尋問について報告するように財務府裁判所首席判事閣下より命じられていたので、私はその通りにした」(Read(ed.), *op.cit.*, p. 16)

「〔一五八〇年〕八月六日。タンブリッジにおいてメドウェイ川治水委員会が開かれたので、「これが終つてから」サー・

トマス・フェイン、サー・クリストファー・アレン及び私はタンブリッジの住人トマス・チェンバーズ、同ウイリアム・カズン、同トマス・ノラムの三名を拘禁所へ送つた。なぜなら、これ迄に幾人かの治安判事が居酒屋の閉鎖を命じたにも拘らず、彼らが頑固に営業を続けたからである」(Ibid.)

「〔一五八〇年〕九月一〇日。例の枢密院議官閣下の命令に基づいて、義父と私はジョン・ソウネを尋問し、メイドストンで開かれる四季法廷へ出頭する旨の保証を彼から取つた」(Ibid.)

「〔一五八一年〕八月。サー・トマス・コットン、サー・クリストファー・アレン、トマス・ウイルビー、ロバート・リンセイ、それに私は、居酒屋営業の許可・取消しを決定するためにバラード・グリーンで法廷を開いた。この時、我々はメリワースの住人で常習飲酒者のロジャー・ミアーから、自分の居酒屋で大騒ぎしない旨の保証を十ポンドで取り、彼の保証人となつたメリワースの住人ジョン・ベイツ、及び同じくメリワースのウイリアム・ラムキンからは、それぞれ五ポンドで保証を取つた。

「〔一五八〇年〕十一月二九日。義父と私は、最近迄シールに住んでいたブッチャーこと、本名ジョン・マンサー、及びシールの住人ジョンアンナ・ピアスを私生児をもうけた科で处罚すべしとの命令を受けた。これにより、ジョアンナは鞭打刑を執行された。ジョンについては、既に逃亡していた「從つて、刑は執行されなかつた」。刑の執行後、子供を養育する旨の保証をジョアンナから取つた」(Read(ed.), *op.cit.*, p.

たないうちに、我々はホッケンブリー橋の修理費徴収を命ずる令状、及び不法と決定された居酒屋の閉鎖を命ぜる令状を出した」(Read(ed.), *op.cit.*, p. 21)

「[一五八一年]十一月六日。ロバート・マーチャムの教区牧師ジョン・ミレスと婚結することになつてゐるハートレイの住人エリザベス・カーノーに関する証言が求められた。義父も彼女について証言した」(Read(ed.), *op.cit.*, p. 27)

「[一五八一年]十一月三日。サー・クリストファー・アレン、ウイルビー氏、ビング氏、リショイ氏がアイテムの住人リチャード・ピアソンの出生並びに日頃の行状について証言し、この時、義父と私も証言した。というのは、ウェストマランの土地を取り戻すために、またこれを目的とする旅を安全に続けるためにも、リチャードは我々の証言を必要としたからである」(Ibid.)

「[一五八一年]十一月十一日。義父と私は、ヒルデンバラードの住人スザン・ウォーターが産んだ私生児の扱いに関する命令を受けた。この子の父は同じくヒルデンバラードの住人リチャード・クーパーと思われた。スザンからは「教区に預ける子供の養育費として」一週間にわたり六ペニス支払う旨の保証を取った」(Ibid.)

「[一五八年の最初の記述で、日付けは記入されていない]イースターに開かれる四季法廷においてアイテムの貧民登録簿の更新を忘れずに行なつた」(Ibid.)

治安判事の担当地区、担当地区小法廷について(二)

「[一五八三年]一月二十一日。ウイリアム・ブライトレッドがトマス・ハイワードとペーネル(以前はウイリアムの、今はトマスの妻)に故意に毒殺された件に関する、サー・クリストファ・アレンと私はセヴァンオーラクスの住民数名を尋問した」(Ibid.)

「[一五八三年]二月一八日。例のウイリアム・ブライトレッドの死と関連して、例のハイワードの前妻ジョウアンについても毒殺の疑いがあるため、サト・クリストファー・アレン、ジョン・レナード氏、それに私は更に数名を尋問した。そして、我々は上記ハイワード例のペーネル「ハイワードの後妻」を拘禁所へ送った」(Read(ed.), *op.cit.*, p. 28)

「[一五八一年]三月四日。女王陛下の御世第一五年目の三月四日にロチャスターで開かれたアサイズ法廷において、私は既述の尋問について、これに関する一通の誓約を添えつづ内容に相違ない旨の証言を行なつた。その後、このアサイズ法廷に列席した同僚の治安判事諸君は矯正院に関する私の草案に賛成し、また、徵發官の申立てにより宮内司法官の下僚に捕えられたコンスタブルを弁護する書状をしたためた」(Ibid.)

「[一五八三年]七月十一日。卿[コベン卿]と私は、オールハローズに土地を持つ教区民に対し、オールハローズの貧民救済金として評価額一ポンドの土地につき一ペニスの割合で寄付を行なつものと命じた」(Read(ed.), *op.cit.*, p. 29)

「〔一五八三年〕七月一〇日。コバン卿の邸宅において、卿、サーン・クリストファー・アレン、それに私は、この担当区の(this division) すべてのコンスタブルに対し、拘禁所並びに矯正院の維持費を住民から徴収するよう命ぜる令状を出した」(Ibid.)

「〔一五八四年〕七月一六日。例のマーガレット・ダットンをメイドステーンの矯正院から出し、一年間彼女を使用してくれることになったメイドステーンのロバート・スター・タップにその身柄を預けた」(Read(ed.), *op.cit.*, p. 35)

「〔一五八四年〕十一月一一日。シーランの教区の善良な人々の申立てに基いて、同じくシーランの住人ジョン・クーペーを矯正院へ収容した」(Read(ed.), *op.cit.*, p. 36)

「〔一五八五年〕一月一日。コンスタブル、ジョン・ホークスに連行されてきたヨークシャーのガブリエル・リリイ及びリンカシャーのジョン・ニコルソンを無頼漢と判定し、拘禁所へ送った」(Ibid.)

「〔一五八六年〕二月二一日。レヴィスン氏と私は、産んだ

子をその日に殺したセント・マーガレットの住人、サラ・ゴーレードを拘禁した。助産婦スウォルマン夫人及びアントニー・シンプキンスからの事情聴取を検死官コーツ氏に必ず依頼すべし」と(Read(ed.), *op.cit.*, p. 42)

「〔一五八六年〕二月二八日。レヴィスン氏、ビーチャー氏、

それに私は、騒擾犯を裁くためメパムで法廷を開いた。この時、ジェントルマン、トマス・ウルワム他六名が起訴され、彼らには合計三ポンドの罰金が課せられ、ウルワムは支払いの保証を取りられた。更に、我々はウルワムとウイリアム・レスからは相手に対する平和保証を取りた」(Read(ed.), *op.cit.*, p. 46)

「〔一五八七年〕二月二五日。レヴィスン氏と私は、産んだ子をその日に殺したセント・マーガレットの住人、サラ・ゴーレードを拘禁した。助産婦スウォルマン夫人及びアントニー・シンプキンスからの事情聴取を検死官コーツ氏に必ず依頼すべし」と(Read(ed.), *op.cit.*, p. 42)

「〔一五八七年〕六月二三日。ケントから合計一〇〇名の兵士が低地地方へ送られた。このうち、五〇名がヨイルズフォード・レイズに割当てられ、我々の担当区(our division)には十三名が割当てられた。各兵士には前払いドリシリングの給料が支払われ、中隊長には、兵士の衣服・装備費としてひ

以上の此十之九十ペンスが支払われた〔?〕」(Read(ed.), *op.cit.*, p. 47)

「〔一五八八年〕ビーチャー氏と私はスチュアーツ教会で小麦
貯蓄金の未払い分に關して命令を受けた」(Read(ed.), *op.
cit.*, p. 50)

以上、ランバードの私的『業務日誌』の一部を紹介してお
いた。それぞれの記述の内容は明らかと想われる所以解説は付け
なかつた。ただ、しばしば觸及せられてゐる保証金の拘束力につ
いては付註しておこう。例えば、一五八九年の国王布告に基づ
いて同年のケントの法定賃金の一部を紹介するべく、下の通りで
ある ('Regulating Wages in Kent, 24 June 1589', in
P.L. Hughes and J.F. Larkin(ed.), *Tudor Royal Pro-
clamations*, Vol. III, New Haven, 1969, pp. 36-38)。

法定賃金と実際に支払われる賃金との間には差があつたと思
われるが、それでも少なくとも庶民にとっては保証金の
五ポンド、十ポンド、110ポンドという金額は途方もない大金
であり、従つて大きな拘束力になつたものと推測される。

(23) この点については、差し出の Barnes, *Somerset*, Chapter
VI 参照。

(24) Lambarde, *Eirenarcha*, pp. 37-38.

(25) 例へば A. Hassell Smith, *County and Court: Gov-
ernment and Politics in Norfolk, 1558-1603*, Oxford,
1974.

(26) この点に関しては、拙稿「リザベス治世期の治安判事」
(一) 『史料』48-3、一九七七) 参照。

治安判事の裁判区、裁判区小法庭について (H)

職人の奉公人	クツ職人	最良の年3ポンド	他の公人年53シリング4ペンス
肉職人	奉公人頭年3ポンド	並の奉公人年40シリング	

		夏(復活祭—ミカエル祭)	冬(ミカエル祭—復活祭)
日雇い職人	大工親方	1日ペ6ンスと食事又は 10ペンス	1日6ペンスと食事又は 10ペンス
職人の徒弟	レンガ積親方	1日6ペンスと食事	1日10ペンス
農労働業者	刈入れ人	男 1日6ペンスと食事又は11ペンス 女 1日4ペンスと食事又は7ペンス	

- (55) A. Hassell Smith, Elizabethan Gentry of Norfolk: Office Holding and Faction, London Univ. Ph. D thesis, 1957, pp. 105-111; do., *County and Court*, pp. 103-105.

(56) むだむだ、この難作はヤハト地方史研究会上令だかの『歴史的書』の題名でF. Hull, 'Kentish History and Topographical Survey' of F. Hull, 'Kentish History and Topographical Survey of Kent', Vol. LXX, 1956; W. Dunkel, *William Lambarde, Elizabethan Jurist*, 1536-1601, New Jersey, 1965, pp. 37-59参照。

(57) ハーバード大学の圖書館、多數の古文書を所蔵する。ハーバード図書館の聖ニコラスE. Hasted, *The History and Topographical Survey of Kent*, Vol. 1, reprint of the 1797 edn., 1972, pp. 250-265参照。

(58) 私が利用したのは1814年版 W. Lambarde, *A Perambulation of Kent*, first published in the year 1576, now increased and altered from the author's own last copy, London, 1826, pp. 22-26参照。

(59) Hassell Smith, The Elizabethan Gentry of Norfolk, Map II; G. L. Owens, Norfolk, 1620-41: Local Government and Central Authority in an East Anglian County, Wisconsin Univ. Ph. D thesis, 1970, Map 3, pp. 558-559.

(60) 各系の封領、各系の姫君等、豊富な歴史的資料を収入した、これも「Burghley Map」(Royal MSS. 180 III) が残るところ。

(61) 延々、延々、ヨー・リコハト・ダーリング(他の大本山ヨー・リコハトの略称)の略称。

(62) (アーヴィング著)の書名で、S. C. Ratcliff & C. H. Johnson (ed.), *Warwick County Records*, Vol. I, Warwick, 1935, p. 55, 68, 130, 140,

(1) 一五九九年十一月四日付)が、ハーバード大学に推奨してある。推薦の根据として、ハーバード以外の人物が、いかにもそれを挙げてある。治安判事の任命に際して政府が地理的分布を考慮したことなどが地方のハーバード大学の知るところだ様が窺われる(Historical Manuscripts Commission, *Report on the Manuscripts of the Family of Gaudy, Norfolk*, London, 1885, p. 67)。

(63) ノーフォーク郡の地圖「ハーバード大学所蔵の歴史判事」(アーヴィング著)の略称。

(64) F. G. Emmison, *Archives and Local History*, 2nd edn., Chichester, 1974, pp. 74-75。

(65) L. Boynton, *The Elizabethan Militia, 1558-1638*, London, 1967, pp. 132-137.

(66) Lambarde, *A Perambulation of Kent*, first published....., p. 22.

(67) ハーバード・ハーバード。用紙縦幅、十六インチ横幅、四寸五寸四寸。

(68) 著者APC., vol. 29, pp. 501-502; Historical Manuscripts Commission, *Report on the Manuscripts of the Family of Gaudy, Norfolk*, p. 32.

(69) 使用した封領はHasted, op.cit. 未記載のもの十八世纪のもの複製。

(70) 十七世纪に入ると、多くの古文書を含むものの中、ノーフォークの歴史やその歴史的変遷について、S. C. Ratcliff & C. H. Johnson (ed.), *Warwick County Records*, Vol. I, Warwick, 1935, p. 55, 68, 130, 140,

ヒリヤグバ治世期のもののが現実に現れ、約が正確であれば、異なる次元の現れの存在を認める興味深い事例である。たゞ、V. C. H. of Shropshire, Vol. III, p. 74 参照。

たゞ、歴約があらためて本文では紹介しなかつたが、その歴約が正確であれば、異なる次元の現れの存在を認める興味深い事例である。たゞ、Historical Manuscripts Commission, "Calendar of the Manuscripts of the Most Hon. The Marquis of Salisbury, K. G., preserved at Hatfield House, Hertfordshire, Part I, London, 1883, p. 99 Q," によれば、一ノ一卿の所持である(150年頃、大英十二世)。たゞ、ハーフィーの臣民の領地記録保管庫にてのページ一卿にハーフィーの所持の数及びその名前、「治安判事は通常用ふるる現れの現れ」等の報酬を示すものである。たゞ、「通常用ふるる現れ」(the ordinary limits and divisions)と表現してある(たゞ、複数のハーフィーの構成される現れの意味か)など、たゞ、たゞは異なる単位の現れの存在が推定される。

(41) Lambarde, *A Perambulation of Kent, first published*..., pp. 24-26.

(42) Historical Manuscripts Commission, *Calendar of the Manuscripts of the Most Hon. The Marquis of Salisbury*..., Part I, p. 99.

(43) V.C.H. of Wiltshire, Vol. V, p. 87.

(44) V.C.H. of Shropshire, Vol. III, p. 74.

(45) Ibid.

(46) B. W. Quintrell, 'The Making of Charles I's Book of Orders', *English Historical Review*, XCV, 376, 1980.

<p style="text-align: right;">2585.</p> <p>Peterhouse Spring. I certified unto you from of Colan etc.</p> <p>13 Ap. or before and I bound the Justices to the good behaviour. Look at this before.</p> <p>14 Ap. I bound to the peace Edw. Synges; Look at this before.</p> <p>15 Ap. To the Justices of the Peace I certified the appearance of Thomas Musters, etc.</p> <p>16 Ap. I took the information of Math. Bridges of Cam- bridge, George James Master of lands for spreading apparent his private books of his late Uncle at Lands (and) and said he said that his sonnes eldest as Richard, and also his sonnes and daughters cause to the death of lands, by treacherye of his brother of Yorkes.</p> <p>17 Ap. I certify and I bind to the Justices for Colan for keeping a just and true peace, and bound unto them of Colan and the borders of Shropshire, etc.</p> <p>18 Ap. Mr. Langton and J. G. apprentices of the Caste Catharine received the book of John to keep treaching him right and Richard Black and the rest of his former book of John (who is) for the keeping of good rule and order unto them.</p> <p>19 Ap. or before and I bound the same of Merton John to the peace of Colan. We know that he same in the Tolle of the good, and bound the books of John, ymberly brother, who appears also as a witness or Merton.</p> <p>20 Ap. I take the peace of Colan book of Shropshire for keeping the keeping of their further border, and bound unto the same of Colan unto them.</p> <p>21 Ap. I bound to the peace from Synges of South Huntingdon the same of the master of the same good to keep the peace of Colan. I certify of the same brother, and he appears also as a witness or Merton.</p> <p>22 Ap. I bound to the same of my late mother's brother John Synges, and he in Chipping Barnard of the same brother and his friends, who appears also appears to be now greater Synges of Colan. is my sonne or before me at my gune before 1500 remained, and to be bound to the same of Colan for keeping a Justice of the peace, and in Colan, the border, and I binded John Synges to keep an ale house, Wynsbridge, and the same of Colan, and from Colan, his friends, appear in the same place.</p> <p>23 Ap. I went to the same day in Colan, and I required myselfe to the office of Thomas Hooke of Colan.</p> <p>24 Ap. myselfe and I bound the Justices of North (Cheshire), Huddinge, and Colan of Colan by James Master and with whom I am good also to the same day in Colan, and also in the same day in Colan.</p>	<p style="text-align: right;">2586.</p> <p>on Eastermonday bound the Justices of Colan, myselfe 3 to 1500, X marks one of the sons of John, for a brother named Richard. Synges, sonnes by his first wife of John Synges of Colan, and he was only able to be bound to the Justices in Colan and he is by his selfe.</p> <p>I bound to the good behaviour, Edward Synges of Shropshire, and the sonnes and the brother of the same, to appear as the same Synges as Merton, and to be in the same way of good behaviour, and kept it in this form, on the 1500, and the same, and I bound out of the quiete New wood, much for Richard by the 1500, and Richard Synges by James Master of Shropshire, and bound by James Master of Shropshire, and the same way of good behaviour, and kept it and done.</p> <p>25 Ap. To the same I bound the book of Merton same quantity with Richard, and the way of the Justices of the same brother, by the way of the Justices of the same, and the same book, to appear as the same good and quiet behaviour, and the way of good behaviour in the same form.</p> <p>26 Ap. I bound and I bound the same of Colan, and I bound the same of the same quantity with Richard, and the way of the Justices of the same brother, by the way of the Justices of the same, and the same book, to appear as the same good and quiet behaviour, and the way of good behaviour in the same form.</p> <p>27 Ap. I bound and I bound the same of Colan, and I bound the same of the same quantity with Richard, and the way of the Justices of the same brother, by the way of the Justices of the same, and the same book, to appear as the same good and quiet behaviour, and the way of good behaviour in the same form.</p> <p>28 Ap. I bound and I bound the same of Colan, and I bound the same of the same quantity with Richard, and the way of the Justices of the same brother, by the way of the Justices of the same, and the same book, to appear as the same good and quiet behaviour, and the way of good behaviour in the same form.</p> <p>29 Ap. I bound and I bound the same of Colan, and I bound the same of the same quantity with Richard, and the way of the Justices of the same brother, by the way of the Justices of the same, and the same book, to appear as the same good and quiet behaviour, and the way of good behaviour in the same form.</p> <p>30 Ap. I bound and I bound the same of Colan, and I bound the same of the same quantity with Richard, and the way of the Justices of the same brother, by the way of the Justices of the same, and the same book, to appear as the same good and quiet behaviour, and the way of good behaviour in the same form.</p>
---	--

William Lambarde's 'Ephemeris', folios 16 and 17

(Folger Shakespeare Library MSS 470919.5)

記述の左側に印が付けられており、ランバードが法廷外任務の遂行にこの私的『業務日誌』を活用していた様が窺われる。